

入学助成金応募要項

(令和6年4月入学者対象)

特定非営利活動法人フミエ記念援助会

〒236-0046

横浜市金沢区釜利谷西二丁目3番22号

電話 090 8083 3275

(<http://npo-humiekinen.jimdofree.com/>)

1：入学助成金設置の趣旨

少子高齢化の時代にあつて、神奈川県内の保健・医療系または福祉系の教育機関に入学し、卒業後は、神奈川県内に所在する保健・医療機関もしくは福祉機関において活躍することを目指す高等学校生のうち、母子家庭等経済的に困窮していると認められる者を対象に、一時払い負担が大きい入学金について助成（以下「入学助成金」という。）するものです。

これによって社会の健全な発展と全体の利益の増進に寄与したいと考えます。

2：応募資格

次の（１）及び（２）の全てに該当する者とします

（１）令和６年４月、神奈川県内の保健・医療系または福祉系の大学・短期大学・専修学校等の教育機関（医学、歯学、獣医学、薬学及び医療事務・秘書科系を除く。以下「保健福祉系大学等」という。）に入学する神奈川県内在住の高等学校生

（２）学業成績優秀かつ心身健康で、入学助成金の援助を必要とする者

（i）成績基準

高等学校卒業直前までの、３年間における全科目の評定平均が3.8以上

（ii）収入基準

世帯の年間収入がおおむね500万円以下(含退職所得、各種年金)

（３）**特例枠**

平成23年3月11日発生した東日本大震災以降発生した豪雨等自然災害等によって被災し、神奈川県内に移住してきた高校生のうち、保健福祉系大学等に進学希望する生徒については、特例枠**を設け助成対象といたします。**

この特例枠は、居住地域枠に関わる条件の緩和です。従って、応募希望者は、被災証明書（写）並びに住民票を添付してください。

なお、あらかじめご相談いただきたくたいと思います。

3：助成対象予定人員

（１）通常枠 10名程度

（２）特例枠 若干名

4：入学助成金の額及び支給時期

（１）入学助成金の額

保健福祉系大学等の入学金の額（ただし30万円以内）

（２）支給時期

令和6年4月の予定（入学が確定し、在学証明書等の提出後）

（３）返還

原則として返還は不要です。（ただし次ページの7：その他欄に記載されている事項に充分注意してください）

5：応募の方法

高等学校長推薦（1校1名～2名）とします

(1) 応募書類を提出していただきます。送付先は下記記載のとおりです。

(ア)入学助成金交付申請書 (様式1)

(イ)入学助成金申請説明書 (様式2)

申請者の進学志望動機なり進学への意思決定に関することの記述とともに、家族構成及び家計状況等が具体的かつ明確に詳述してある説明書

記述は自筆に限ります

(単に家計が苦しいということだけではなく、進学動機に関わる記述も必要)

(ウ)成績証明書または調査書(在学期間中のもの)

(エ)小論文：テーマは「目指す分野についての思い」を、率直に書いてください。

タイトルは自由です

A4版400字詰め原稿用紙2枚(800字)以内とします

自筆の論文とし、タイトル及び氏名記入のこと

(オ)在学高等学校長の推薦書 (様式3)

(カ)親権者等、主たる生計維持者の収入状況が記載されている書類

例：令和5年源泉徴収票(給与・年金・退職金等)の写、確定申告書(写)等、収入金額が明記されているもの。

(注1)親権者等とは、父母のほか、兄弟、配偶者、義父母等、独立して生計を営んでいる人達です。

特例枠申請者にあつては、事情によって伯父母、叔父母、里親等も可としますが、事前にご相談ください

(注2)応募申請書に確定申告書(写)を付けて応募申請する場合は、収入記載欄の枠外に確定申告と朱記して先に応募申請を提出し、改めて確定申告書(写)だけを令和6年3月22日(金)までに提出してください

(注3)市町村が発行する市県民税の課税証明書は添付書類として認められません。

(注4)特例枠は、平成24年3月、高等学校を卒業した高校生から適用し、当分の間実施する予定です

(2) 応募期間

令和6年2月6日(火)～2月8日(木)消印有効

(3) 応募書類提出先

〒236-0046 横浜市金沢区釜利谷西二丁目32番22号

特定非営利活動法人フミエ記念援助会

電話 090-8083-3275

npo-humiekinen.jimdo.com/

6：審査と決定

(1) 特定非営利活動法人フミエ記念援助会で審査します。審査は書類審査と面接審査です。

面接審査は令和6年3月初旬に行う予定です。改めてご連絡します。

(2) 審査結果は本人並びに学校長にご連絡します(令和6年3月下旬予定)

(3) 助成決定通知を受けた人は、入学した保健福祉系大学等の在学証明書、誓約書(様式5)、入学助成金振込依頼書(様式6)及び納付済み入金領収書の(写)を同封の上、指定期日迄に郵送してください。その後速かに入学助成金を交付します。

(注) 入学金額が明示されていない領収書があります。その場合は入学した学校の応募要綱等記載の入学金額を確認し、その個所をコピーし同封してください

(4) 入学助成金の振込みが確認でき次第、速かに領収書を返送してください

7：その他

- (1) 審査内容についてのお問い合わせには応じられません
- (2) 保健福祉系大学等を最短修業年限で卒業し、県内に所在する保健・医療系又は福祉系の事業所において、その後3カ年間は就業することとし、その間、毎年4月末の指定日までに現況届（様式4）及び在職証明書を提出していただきます
ただし、受給者死亡又は再起が難しい身体的状態に至った場合を除きます
また、東日本大震災等、被災者が卒業後出身被災地等に戻り活躍したいとする場合でも、3カ年間は上記書類を提出していただきます
- (3) 以下の事項は助成するにあたっての約束事です。契約とも言いますが、約束を守ることは社会人となる上で大切な事柄です。これらの約束事が、近年守られないことが増えていきます。その場合は、助成金の返還を求めることのほか、次回以降、出身高等学校からの応募は受け付けることができなくなります。注意してください
 - (ア) 提出書類の記載内容が事実と異なることが判明したとき
 - (イ) 入学した保健福祉系大学等に在学中、各学年末時における成績証明書が、4月末の指定した日迄に提出されない場合
 - (ウ) 入学した保健福祉系大学等に在学中、理由なく留年し又退学によって、その他欄（2）の条件が満たされなくなった場合
 - (エ) 就職後、その他欄（2）に掲げる条件が守られない場合
 - (オ) 審査と決定欄（3）記載の領収書が指定期日迄に送付されないとき
 - (カ) 状況又は事情に応じて、連絡を怠った場合（氏名変更、住所変更、勤務先変更、親権者等の交代等）

8：個人情報保護について

提出していただく応募書類等は、個人情報保護に関することですので、使用目的以外に使用することなく、また取扱いには万全を期しております。

<注意事項>

- 1：入学助成金の趣旨に記載する「保健福祉系大学等」とは、学校教育法（昭和22年、法律第26号）に掲げる大学及び短期大学並びに専修学校のほか、文部科学大臣又は厚生労働大臣指定の養成機関において、次に掲げる資格取得が可能な学部・学科及びそれらに類する教育内容を有する教育・養成機関です。
- 2：資格の種類は、基本的には国家試験とされている次のものとします
保健師、助産師、看護師、
臨床放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士
理学療法士、作業療法士、
（注）栄養士志望者の場合は事前にご相談下さい
社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士
その他医療、保健、福祉活動分野に関わる資格取得のため、3年以上の修業年限を要するもの。
但し医学、歯学、獣医学、薬学並びに医療事務・秘書科等は除きます
- 3：申請書類その他書類の提出にあたり、記載内容が当法人の意図にあわない内容のもの、或いは添付書類の不備等は権利放棄とみなしますので、提出にあたっては充分注意してください。
- 4：太字やアンダーラインを付してある個所、注意書きしてあるところは、特に注意してください。